

大会開催基準

下記のいずれかに該当する場合、大会会長が大会の中止、中断を決定する。

該当しないまでも多少の影響が考えられる場合は大会会長がプログラムの変更など指示を出す。

- 政変等により当国の社会情勢に大きな変動が認められるとき。
- 甚大な天災、地震、火山の噴火などにより開催地に直接影響がある場合。あるいは参加者や大会関係者の来場や帰宅に多大な影響を及ぼす可能性がある場合。
- 気象に関する警報が同時に2つ以上発せられたとき。(高潮、津波はのぞく)
- 大会中の事故による負傷者の救出のため必要なとき。
- 気象の急変が考えられる場合。(竜巻の発生、落雷の危険など。)
- その他(空からの落下物、地面の陥没などにより大会に支障を来す場合)

気象情報の確認はネット(yahoo!)の情報を大会前日、当日6時、9時、12時、15時に確認し判断する。

* 新型コロナウイルスの感染状況によって、自治体等関係団体より県をまたぐ人の移動などの自粛が要請された場合は、要請に従い中止、プログラムの変更など行います。

* 天候その他のやむを得ない事情によりイベントが中止となる場合でも、参加費(一部または全額)の返却はありません。